



平成 23 年 3 月 22 日

各 位

東京都中央区八丁堀 2 丁目 9 番 1 号  
株式会社 エムオーテック  
代表取締役社長 砂原 俊晴  
(コード番号 : 9961 東証第二部)  
問合せ先  
専務取締役 数納 芳伸  
企画・管理本部長  
TEL (03)5543-2518

## 本社、東京本店移転及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 22 日開催の取締役会において、本社の移転を含む「定款一部変更」を平成 23 年 6 月 28 日に開催を予定しております定時株主総会に付議すること及び本定時株主総会において前記「定款一部変更」が承認されることを条件として「本社、東京本店の移転」を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 本社、東京本店移転

##### (1) 移転先の概要

東京都港区三田 1 丁目 4 番 28 号 三田国際ビル

##### (2) 移転時期

平成 23 年 8 月 (予定)

##### (3) 移転の理由

前事業年度より継続している企業収益改善の一環として、現在入居中のビルの賃貸借契約の満了を機に、本社及び東京本店移転による長期的な固定費の圧縮を図り、加えてオフィス環境の整備による業務の一層の効率化を目的に行うものであります。

##### (4) 業績に与える影響

###### ① 平成 23 年 3 月期業績に与える影響

平成 23 年 3 月期業績に与える影響としては、固定資産の臨時償却費及び原状回復費用等が発生いたしますが、平成 23 年 1 月 28 日に発表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込み済みであります。

###### ② 平成 24 年 3 月期業績に与える影響

平成 24 年 3 月期業績に与える影響としては、移転費用等が発生いたします。

###### ③ 経費削減効果

本件移転に伴い、来期以降、通年換算で約 60 百万円の経費削減を見込んでおります。

## 2. 定款一部変更

### (1) 変更の目的

① 前記、本社移転に伴い変更するものであります。

なお、本変更は平成 23 年 7 月末日までに開催される取締役会において決定する移転日をもって効力を生じるものとし、附則にその旨の規定を設けております。また、当該附則は、移転の効力発生日経過後これを削除いたします。

② 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、また、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、取締役及び監査役の責任免除に関する規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除及び社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。

## 3. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

## 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 28 日 (予定)

※ 第 3 条の本店の所在地は、平成 23 年 7 月末日までに開催される取締役会において決定する移転日を効力発生日といたします。

以 上

定 款 変 更 案 対 比 表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条（条文省略） （本店の所在地）</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>第4条～第24条（条文省略） （新設）</p>	<p>第1条～第2条（現行どおり） （本店の所在地）</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4条～第24条（現行どおり） （取締役の責任免除）</p> <p>第 <u>25</u> 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 <u>25</u> 条～第 <u>32</u> 条（条文省略） （新設）</p>	<p>第 <u>26</u> 条～第 <u>33</u> 条（条文省略） （監査役の責任免除）</p> <p>第 <u>34</u> 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 <u>33</u> 条～第 <u>39</u> 条（条文省略） （新設）</p>	<p>第 <u>35</u> 条～第 <u>41</u> 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>第3条の本店所在地に関する変更は、平成23年7月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本条の規定は、本店移転の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>